

福祉厚生常任委員会審査日程

招集日時：令和6年3月8日（金曜日）午前10時00分

場 所：議事堂大会議室

※議案第23号の質疑と付託議案外質疑は、事前に文書で通告

1. 開議

2. 議案審査

議案番号	件 名	備 考
議案第7号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について	
議案第8号	取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	
議案第9号	取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
議案第10号	取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	一括議題
議案第11号	取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	
議案第12号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
議案第13号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
議案第14号	取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第23号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）（所管事項）	
議案第25号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	
議案第26号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	一括議題
議案第27号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
議案第31号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算	一括議題
議案第32号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第33号	令和6年度取手市介護保険特別会計予算	

3. 付託議案外質疑

4. 市長提出議案の討論・採決

5. 令和5年度第2回意見交換会時のご意見・ご要望について（委員のみ）

6. その他

7. 散会

※審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。

※議案質疑・議案外質疑に係る原則課長補佐職以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限ってのみの出席をお願いします。

福祉厚生常任委員会
「付託議案」 質疑事前通告一覧表

令和6年第1回定例会

議案番号及び 議案名	質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の 掲載ページ
議案第23号 令和5年度取 手市一般会計 補正予算(第1 2号)(所管事 項)	1	遠山智恵子 委 員	生活保護に要す る経費について	1 医療扶助増額補正の経緯	議案書 P28
			予防接種に要す る経費について	1 予防接種委託料減額補正の経緯	議案書 P30

福祉厚生常任委員会
「付託議案外」 質疑事前通告一覧表

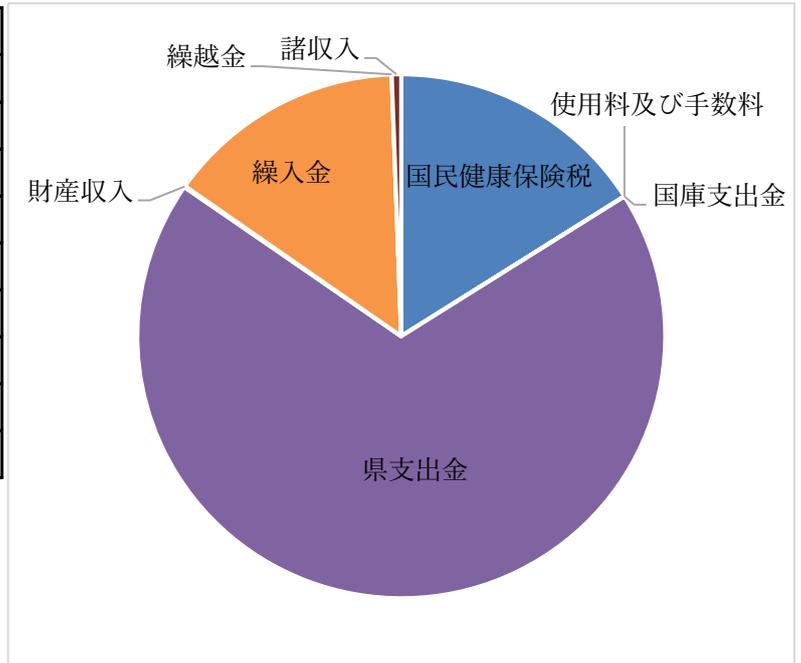
令和6年第1回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	古谷貴子 委員	取手市高齢者見守りキーホルダー・ステッカーについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 現在の利用数は 2 利用者の活用方法は 3 今後の活用方法は
2	根岸裕美子 委員	第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画について	<ol style="list-style-type: none"> 1 業界や関連団体から様々な課題が指摘され、改定内容決定に時間を要した今回の介護保険制度改定をどう捉えているか 2 介護保険法の施行開始からこれまで改正が重ねられ、経過とともにサービス提供者、働く人、利用する当人やその家族など、それぞれの立場で様々な問題が取り沙汰されている。現場を預かる保険者として、本市の介護保険事業計画でうたっている地域包括ケアシステムの推進には、それらの問題がどのように影響していくのか、あるいはそれらの問題に対しどのように対応していくのか、見解は
3	遠山智恵子 委員	保育士の処遇改善について	1 どう進めるのかを伺う
		中央保育所民営化について	1 移管状況等について伺う
		医療的ケア児保育について	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療的ケア児とは 2 保育体制 3 入所保育所の希望がある場合はどのように対応されるか
		生活保護特殊手当について	1 変更等の経緯

令和6年度 国民健康保険事業特別会計予算（構成割合）

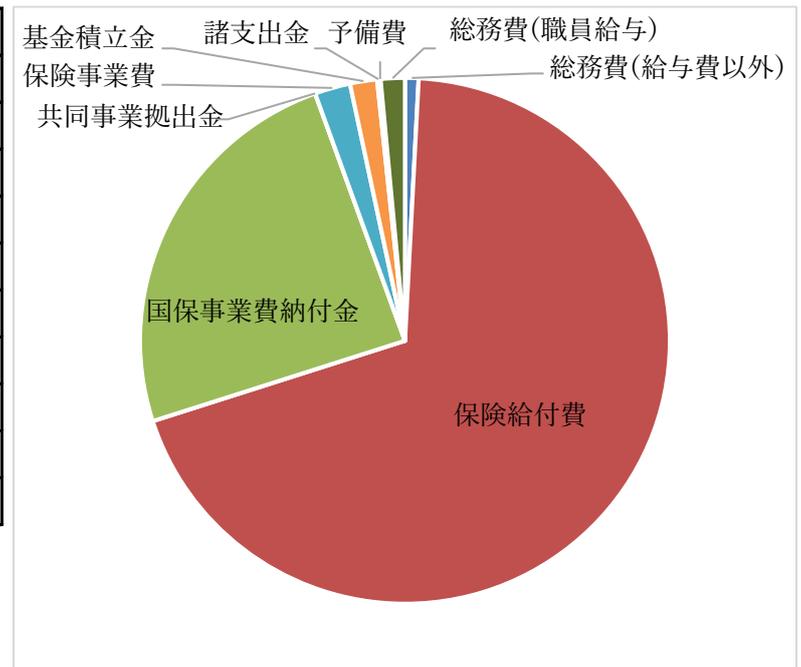
【歳入】

款	金額（千円）	割合
国民健康保険税	1,635,084	16.03%
使用料及び手数料	1,300	0.01%
国庫支出金	1	0.00%
県支出金	6,997,743	68.60%
財産収入	7,656	0.08%
繰入金	1,499,805	14.70%
繰越金	1	0.00%
諸収入	59,127	0.58%
歳入合計	10,200,717	100.00%



【歳出】

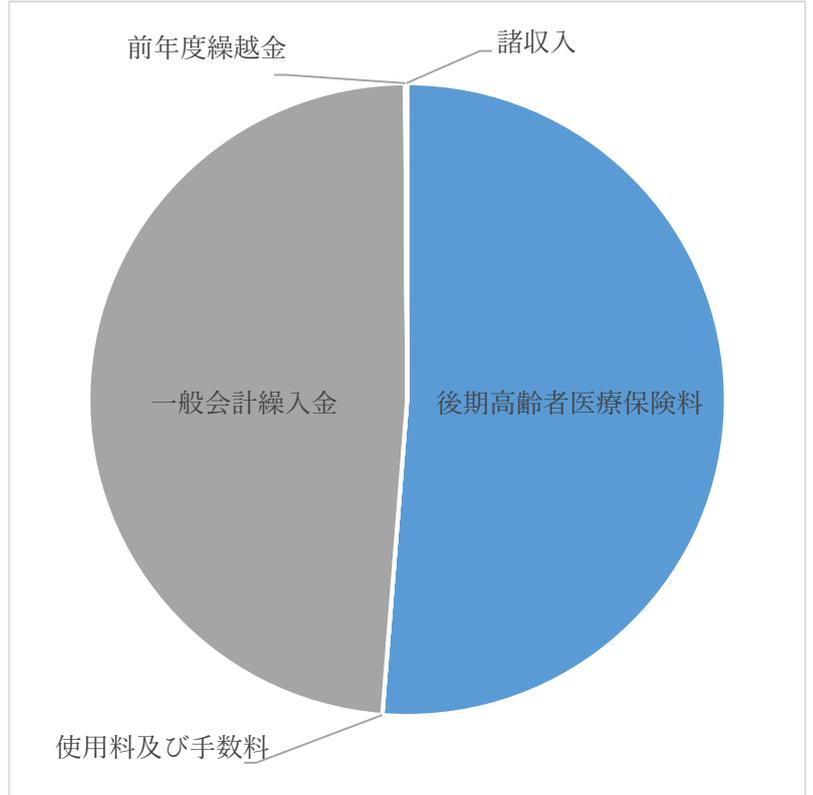
款	金額（千円）	割合
総務費(給与費以外)	84,312	0.83%
保険給付費	7,062,065	69.23%
国保事業費納付金	2,492,666	24.44%
共同事業拠出金	0	0.00%
保険事業費	222,000	2.18%
基金積立金	168,350	1.65%
諸支出金	16,224	0.16%
予備費	5,000	0.05%
総務費(職員給与)	150,100	1.47%
歳出合計	10,200,717	100.00%



令和6年度後期高齢者医療特別会計予算

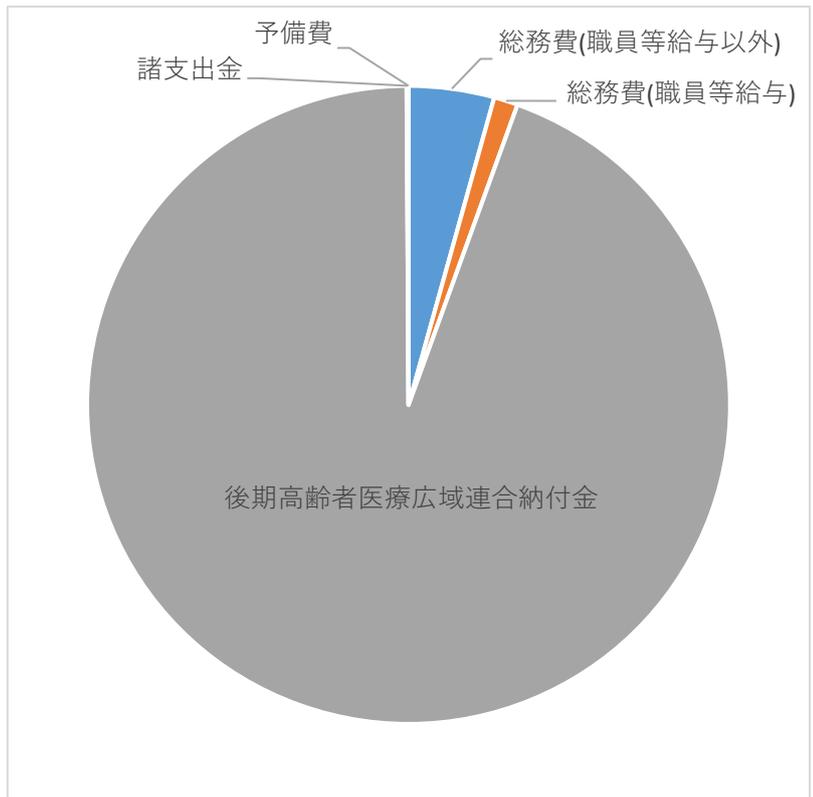
【歳入】

	金額(千円)	割合
後期高齢者医療保険料	2,015,559	51.24%
使用料及び手数料	245	0.01%
一般会計繰入金	1,913,858	48.65%
前年度繰越金	600	0.02%
諸収入	3,318	0.08%
合計	3,933,580	100.00%



【歳出】

	金額(千円)	割合
総務費(職員等給与以外)	169,040	4.30%
総務費(職員等給与)	47,500	1.20%
後期高齢者医療広域連合納付金	3,713,140	94.40%
諸支出金	3,400	0.09%
予備費	500	0.01%
合計	3,933,580	100.00%

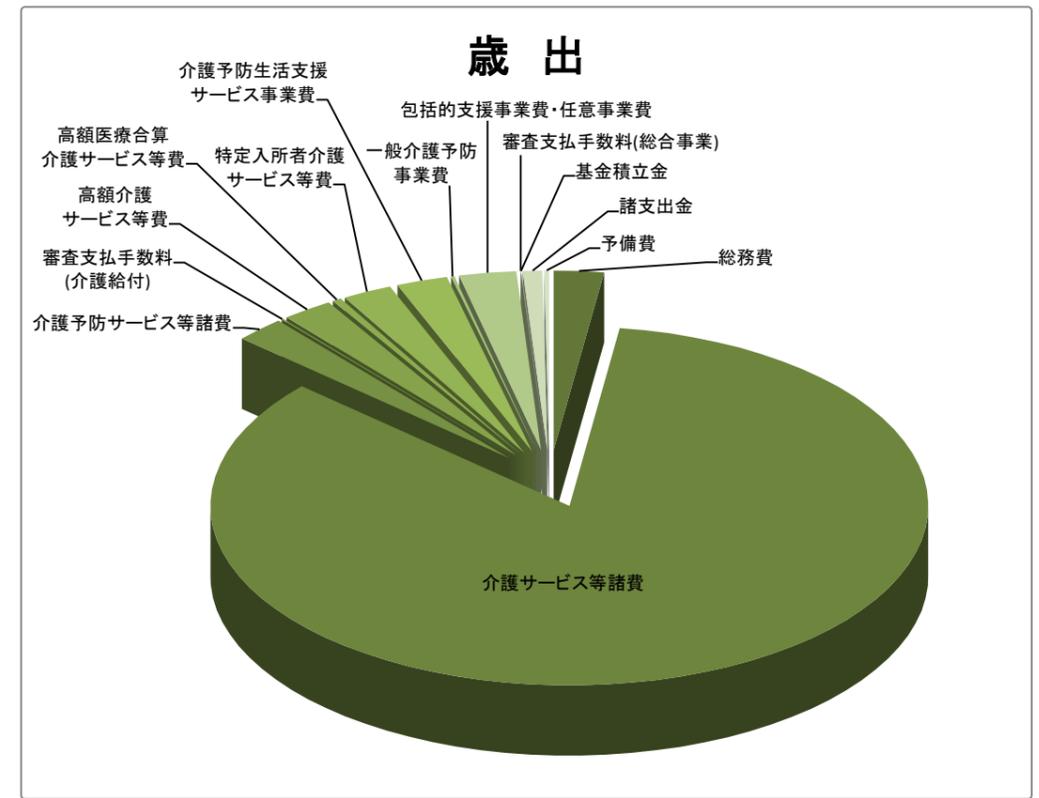
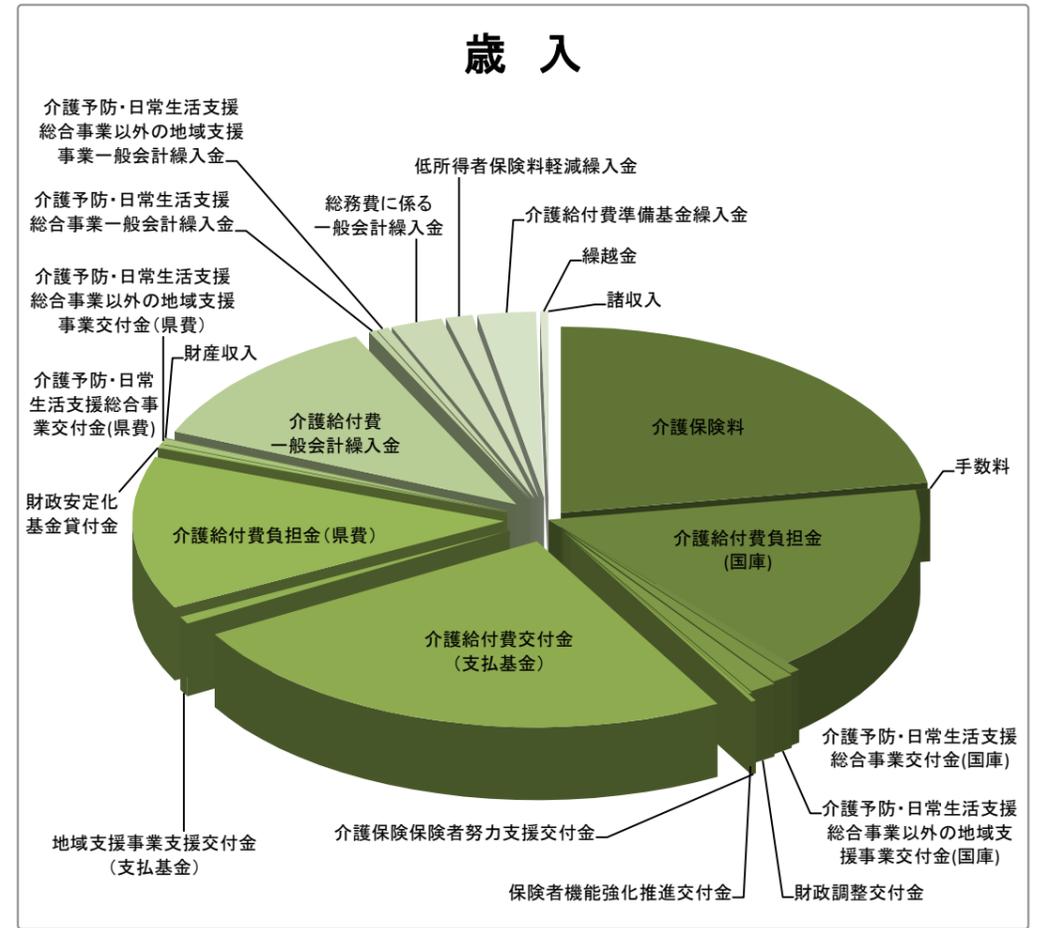


令和6年度介護保険特別会計予算

高齢福祉課

(単位：円)

歳 入			歳 出	
		予算額		予算額
介護保険料		2,062,110,000	総務費	206,215,000
手数料		208,000	介護サービス等諸費	7,761,888,000
介護給付費負担金(国庫)	居宅サービス費×20% 施設サービス費×15%	1,516,880,000	介護予防サービス等諸費	208,427,000
介護予防・日常生活支援総合事業交付金(国庫)	介護予防・日常生活支援総合事業費×20%	44,639,000	審査支払手数料(介護給付)	7,935,000
介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金(国庫)	包括的支援事業費・任意事業費×38.5%	89,403,000	高額介護サービス等費	212,045,000
財政調整交付金	国庫補助金	109,000,000	高額医療合算介護サービス等費	36,984,000
保険者機能強化推進交付金	国庫補助金	15,000,000	特定入所者介護サービス等費	204,968,000
介護保険保険者努力支援交付金	国庫補助金	20,000,000	介護予防生活支援サービス事業費	211,035,000
介護給付費交付金(支払基金)	介護給付費×27%	2,276,707,000	一般介護予防事業費	13,918,000
地域支援事業支援交付金(支払基金)	介護予防・日常生活支援総合事業費×27%	60,262,000	包括的支援事業費・任意事業費	235,490,000
介護給付費負担金(県費)	居宅サービス費×12.5% 施設サービス費×17.5%	1,223,599,000	審査支払手数料(総合事業)	719,000
財政安定化基金貸付金		1,000	基金積立金	1,508,000
介護予防・日常生活支援総合事業交付金(県費)	介護予防・日常生活支援総合事業費×12.5%	27,899,000	諸支出金	79,693,000
介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金(県費)	包括的支援事業費・任意事業費×19.25%	44,701,000	予備費	20,000,000
財産収入		1,508,000		
介護給付費一般会計繰入金	介護給付費×12.5%	1,054,031,000		
介護予防・日常生活支援総合事業一般会計繰入金	介護予防・日常生活支援総合事業費×12.5%	30,377,000		
介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業一般会計繰入金	包括的支援・任意事業費×19.25% 事務費(補助対象外)×100%	47,962,000		
総務費に係る一般会計繰入金	総務費(事務費・人件費)×100%	205,800,000		
低所得者保険料軽減繰入金		105,870,000		
介護給付費準備基金繰入金		233,059,000		
繰越金		28,510,000		
諸収入		3,299,000		
合 計		9,200,825,000	合 計	9,200,825,000



【福祉厚生常任委員会】令和5年度第2回市民との意見交換会の要望・意見調査報告

項目	想定される担当課	要望・意見	現状（回答）
1	子育て支援課	3人の子育てをする中で、様々な行事等でほかの子供を誰かに預けたいと思っても難しいときがあり、負担の少ない方法で子供を預けられる施設等を検討してほしい。	<p>保育所等に入所している児童であれば、保育所に預けることは可能です。料金については保育料に含まれます。3歳以上であれば無償化の対象です。保育所等に入所していない児童で、満1歳からであれば一時保育が利用可能です（一部の園については6か月から）。料金は3歳未満児が1時間300～400円程度、3歳以上児の場合は1時間150～200円程度で、給食費別途となります。</p> <p>生後6か月から小学校6年生までの児童であれば、ファミリーサポートセンターが利用可能です。入会金は1,200円、サポート料金が1時間700円です（行事など土日等である場合は1時間800円）。申請により助成金1時間200円が還付されます。</p>
2	高齢福祉課、障害福祉課	障がい者、移動困難者の移送手段について、現状働いている有償ボランティアの方々の高齢化や担い手不足の問題で今後が不安。また、福祉輸送なので対象外になる人がいるがその方々も困っている。市からの支援、協力をいただけないか。	市内の4団体が、要支援・介護の高齢者や障がい者に向け実施している福祉有償運送、通称「移送サービス」は、運転者講習を受けた有償ボランティアのドライバーにより支えられています。現在、各団体のボランティアの高齢化が進んでおり、事業の継続には、新たな担い手の確保が必要です。取手市では各団体の活動を定期的に「広報とりで」に掲載するとともに、運転者講習が開催される際にも、「広報とりで」で広く周知しております。引き続き、福祉有償運送の団体、また利用者に対し、支援を行ってまいります。また市民の移動手段については、公共交通担当部署とも連携し、取り組んでまいります。
3	国保年金課	子育て世代を呼び込むには分かりやすいアピールが必要、もっとイメージアップにつながる子どもの医療費ゼロのような施策を検討してはどうか。	小児マル福（県と共同事業）及び「ぬくもり医療」（取手市単独事業）において、18歳までの医療費の助成を実施しており、いずれの制度も自己負担を設けていますが、無料化するには市独自で新たな財源を必要とすることから、医療費の無料化（ゼロ）については県下統一された制度で取り組むのが望ましいと考えます。

項目	想定される担当課	要望・意見	現状（回答）
4	保健センター、高齢福祉課、国保年金課	取手市は医療介護が充実していることをプロモーションすべき。	<p>市内の医療体制の確保及び各種事業の実施においては、公益社団法人取手市医師会と連携し、先生方には各種医療で多大なご支援をいただいております。</p> <p>特にJAとりで総合医療センターと取手北相馬保健医療センター医師会病院は、地域の医療機関の医師により詳細検査や専門的医療が必要と判断された患者に対して、適切な医療を提供することを目的とした病院として「地域医療支援病院」の県指定を受けています。またこの2つの医療機関は、高度・先進医療の提供という役割とともに、災害医療、小児医療、感染症医療などにおける重要な役割を担っていただいております。コロナ禍においては、多大なご支援をいただいております。</p> <p>今後も高齢化が急速に進む中では、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けてさらなる在宅医療と介護のニーズが増えていくことが予想されます。そのような中で現在市内には在宅医療を担う在宅療養支援診療所が8箇所、在宅療養支援病院が3箇所の合計11箇所存在しており、ある程度充実しております。</p> <p>引き続き取手市の医療介護体制を拡充しながら、どのようにPRすべきかについては、医療や介護の資源を勘案しつつ、庁内の関連部署及び医師会と相談しながら検討していきたいと考えています。</p>
5	高齢福祉課	かたらいの郷で靴の盗難が続いており、モニターにも写っていないので靴箱にカギを付けてほしい。また、「盗難注意」の張り紙を。	指定管理者によりますと、靴の取り違えについては、2～3か月に一度ほど発生しているとのこと。かたらいの郷では、施設内の各所に履き物や所持品の取違い防止のために、注意喚起の掲示をしております。また、ご自身での靴袋のご準備・お手元での管理もお勧めしております。現在のところ、ボックス型・鍵付きの靴箱の設置の予定はございません。

項目	想定される 担当課	要望・意見	現状（回答）
6	高齢福祉課	「湯楽の里」の閉店ということもあり、労働者の利用を考えると、かたらいの郷の開館時間の延長を。	かたらいの郷については、「取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例」において、その利用時間を定めており、午前9時から午後5時まで（7から9月の夏期は午前9時から午後7時まで、入浴は通年午前10時から）となります。昨今の物価高、特に燃料費の高騰は、入浴施設の経営に影響を受けており、近隣市では、運営する入浴施設について、今後の施設のあり方と事業運営について見直しを行うため休止（休館）することです。かたらいの郷についても、現行の利用時間の中で、ご利用者の声を聞きながら、継続的に運営してまいります。